地域プランナー選定要領

（目　的）

1. 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）は、令和6年度（2024年度）北海道６次産業化サポート事業委託業務の実施に当たり、令和6年度（2024年度）北海道６次産業化サポート事業委託業務に係る委託契約書及び令和6年度（2024年度）北海道６次産業化サポート事業委託業務処理要領に基づき、支援対象者に専門的な立場から適切な支援・助言等を行う専門家「地域プランナー（以下「プランナー」という。）」を選定する。

（業務形態）

第２条　北海道６次産業化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）は、地域支援検証委員会(以下、「地域委員会」という。)の決定を受けて、支援対象者にプランナーを派遣する。

（業務内容）

第３条　プランナーは、サポートセンターの依頼を受け、企画推進員が作成した経営改善戦略支援計画に基づき、支援対象者（６次産業化等に取り組む農業者等）の経営改善戦略の作成と実行を支援する。

（謝金等）

第４条　プランナーの謝金は別表のとおりとし、プランナーの旅費は公社旅費規程に準じて支給する。

　　２　公共交通機関では予定時刻に間に合わないなどの理由で、自家用車を利用する場合は、公社が事前に承認したときは、１ｋｍ当たり37円を燃料代として支給する。

３　企画推進員の指示を受けずに支援先を訪問した場合、当該旅費は支給しないものとする。

（応募資格）

第５条　プランナーの応募資格は、別紙１「北海道６次産業化地域プランナー選定基準」の要件を満たす者とする。

（応募方法）

第６条　プランナーは、サポートセンターによる公募により選定することとし、プランナーに応募しようとする者は、以下に示す応募書類をサポートセンターへ提出する。

（１）別紙２「地域プランナー応募申請書」

（２）別紙３「情報公開に関する同意書」

（３）別紙４「秘密保持に関する誓約書」

（選定方法）

第７条　プランナーの選定は、以下のとおり行うものとする。

　　(１)公募により申請のあった場合は、総括企画推進員等による事前審査を経て、地域委員会で審査を行い選定する。

(２)前年度にプランナーとして登録実績のある者が、引き続きプランナーを希望する場合は、総括企画推進員等が推薦し、地域委員会で審査を行い選定する。

２　選定結果については、地域委員会終了後、応募者に対し速やかに通知する。

（登録期限）

第８条　プランナーの登録期限は、令和7年3月31日までとする。

　　２　事業年度の途中で公社が本事業を廃止するときは、廃止の日までとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるものの他、必要と認められる事項は公社理事長が別に定める。

附　則

　この要領は、令和6年4月12日（契約開始日））から施行する。

（別　表）

地域プランナ－謝金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 謝　　金 | 備　考 | |
| 北海道６次産業化地域プランナー | | | | |
|  | １回の指導・助言 | 30,000円／回 | | 税別 |

（別紙１）

北海道６次産業化地域プランナー選定基準

第１　目的

　この基準は、「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和４年４月１日付け３農振第２９２１号農林水産省食料産業局長通知）」別記２の別表１の２の（３）の規定に基づく６次産業化等に取り組む農林漁業者等の経営改善（付加価値額の向上を含む。）の取組へのサポート活動を行うため、北海道６次産業化サポートセンターが「地域プランナー」を派遣するにあたって、その地域プランナーの選定及び登録基準を定める。

第２　要件

　地域プランナーの選定及び登録を行う場合は、次の（１）から（３）の要件について全て満たしている者とする。

（１）知識要件

次のいずれかに該当している者。

　ア　バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断を行えること。

　イ　次のいずれか又は複数の分野において、高度な専門的知見を有していること。

　1.　農林水産物の生産技術　（例）栽培方法、収穫方法、栽培品種等

　　2.　農林水産物の加工技術　（例）製造方法、包装方法、設備導入等

　　3.　新商品企画の情報収集・分析（マーケティング）（例）市場・競合分析、ﾀｰｹﾞｯﾄ設定等

4. 新商品企画 （例）商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案

5.　新商品の商品設計　（例）原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等

6.　新商品の販路開拓　（例）販売先、商品の提案方法等

7.　広告・宣伝　（例）ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等

8.　ブランディング　（例）付加価値を高める工夫等

9.　品質管理　（例）商品設計における品質管理等

10. 生産管理　（例）工場等の工程管理（食品衛生管理、在庫・物流管理等を含む）

11. 小売（販売管理）（例）販売店舗運営、通信販売運営等

12. サービスの提供　（例）飲食店舗運営、観光等

13. 補助事業の情報収集

14. 他事業者とのネットワーク （例）連携先開拓等

15. 法令 （例）知的財産権等

16. 宗教 （例）ハラル認証

17. 輸出

18. 経営管理・分析　（例）管理会計等

19. 資金調達 （農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む）

20. ６次産業化事業体の設立　（例）会社設立に係る財務、法務、労務、人事等

21. 雇用・人材育成

22. 経営改善戦略等の作成

23. 農業観光

24. 農福連携

25. デジタル技術の活用

26. その他（６次産業化等の推進にあたって特に必要と認める分野）

（２）経験要件

次のいずれかに該当する者であって、一定の成果を上げていること。

　ア　６次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する支援実績があること。

　イ　農林漁業者等に対する支援実績があること。

　ウ　自ら６次産業化等に取り組んでいること。

（３）コミュニケーション能力要件

事業者への的確な助言や相談対応など、事業者とのコミュニケーションを図るにあたって支障がないこと。